



## ●弊害多い空白期間

忌引休暇、経験年数による賃金上昇、公務上・外の病気休暇についても、権利を保障している自治体は多くない。親族は死なず、本人は病気にならないしけがもしないという、

あり得ない状況が想定されている。臨時職員は6カ月任用



用（雇用）で、1回更新が原則。1年を超えて働き続ける場合は、一度退職したことにして新たに任用される形が取られている。そのための手立てが、年度末の「空白期間」である。年休の持ち越しができず、一時金の算定が不利になるなど弊害が多い手法とされる。

久米さんは「アルバイト保育士の私にも空白期間が1週間あります。丸1年間勤務すれば昇給する制度があるのに、年度末の1週間が欠けるため適用が1年遅れました」

## ●正職員労組も努力を

その上で、「自治体当局は、人手不足だから『とりあえずアルバイトで』と安易に雇用し、そのアルバイトの労働条件は『アルバイトだから』と改善しようとしなない。

今、こういう雇用が増えています。正職員の労働組合は、臨時職員の労働条件を上げるために努力してほしい」と訴えていた。

### 〈用語解説〉臨時職員

地方公務員法 22 条に基づいて採用された職員。本来、緊急の場合や臨時の職を担当する場合が想定されており、常勤が原則。ただし、現状は恒常的な職に就いているケースがほとんど。総務省が今年9月に発表したデータによると、臨時職員数は約26万人で、4年前より6.2%増えています。フルタイムで働く人と正規職の4分の3以上の人が、合計で75%です。 (161110 連合通信・隔日版)

# 早期避難解除の狙い

## 放射能汚染地域『飯館村の現実』

飯館村議会議員 佐藤八郎

◎ 避難解除というものを私なりに考えてみますと、これは、加害者が責任放棄をねらったことだと思えます。

私どもは、原発事故・水素爆発があつてから、原子力発電所からの距離で、その次に放射線量で、次に除染で賠償で、いまは復興に向けて、最後は「解除」に向けて、**村民が常に分断**されてきました、加害者によって。

私ども村民が、こう分けてくださいなどという事は言っていません。加害者の思うがままに、村民が分断されているというのが、この4年4か月かなと思えます。

◎ 加害者のねらいは、避難解除を**早くして安く終わらせたい**、除染したからもう安心、賠償は早く安くあげたい、ということだろうと思えます。

避難解除、一言でいえば、命と健康を害する放射性物質が、飯館村は森林が75%の村ですから、その森林とため池や野原やら、(除染を)やらないところが更に10%あれば、村内全域の85%が除染をしようとしなければ、計画もございません。

いわゆるこの避難解除は、**飯館村の85%にある放射性物質**をそのまま置いた状態で「戻って暮らせ」というのが、避難解除であります。これは、**人類史上はじめての人体実験**のモルモットに飯館村民がなるのかな、という思いであります。

◎ 避難解除は、加害者がその犯罪責任から逃れて、うやむやにすることだと思って間違いない。原発事故の加害者は、国と東電であります。被害者は私たちと、これからの子孫です。その瑕疵(かし)割合というのは100対ゼロ、これは誰が見ても100対ゼロです。

彼らは責任を全く果たさないだけでなく、困ったと居直り、更には、元の20倍以上の放射線量のところに戻れというのであります。

(タンポポ舎のメールニュース)